

公社日技第 04-08 号

2016 年 4 月 7 日

厚生労働省医政局歯科保健課

課長 田口 円裕 様

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 杉岡 範明



歯科技工士法上の疑義について

平素より特段のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

記

(照会事項)

特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為（歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。）は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する歯科技工に該当すると解してよろしいか。

以 上



医政歯発 0411 第 3 号

平成 28 年 4 月 11 日

公益社団法人日本歯科技工士会
会長 杉岡 範明 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工士法上の疑義について（回答）

平成 28 年 4 月 7 日付け公社日技第 04-08 号をもって照会のあった件について、
下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。